

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から39年3月まで

申立期間については、私に身体障害があるのを心配した母が加入手続をし、国民年金保険料を納めてくれており、未加入となっているのは誤りだと思われるので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月間と短期間である上、申立期間以外の未納期間も、申立人の元夫が厚生年金保険に加入していた期間であることから、申立期間以外に国民年金保険料の実質的な未納期間は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月20日にA市町村において払い出されているが、i) A市町村の国民年金被保険者名簿には、申立人の資格取得日が38年9月18日、生年月日が18年\*月\*日と記載されていること、ii) 45年1月にB市町村へ転入した後に作成されたB市町村の国民年金マスターカードには、資格取得日が39年4月1日と記載されているが、申立人が国民年金の資格取得日を変更する特段の理由も無いことから、記録の管理に不自然な点が見られる。

さらに、上記により、申立期間は未加入期間では無く、国民年金保険料の納付が可能な期間となると考えられることから、申立人の母が、申立人の身体を心配し保険料を納付してくれていたという主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年5月まで

昭和46年1月ごろに、申立期間の国民年金保険料をA市町村役場で過年度納付したが、平成14年に厚生年金保険被保険者期間と国民年金の保険料納付済期間とが重複していることが判明し、重複期間の保険料につき還付するとの通知を受けた。

しかし、市町村役場職員の教示に従って国民年金保険料を過年度納付したにもかかわらず、30年以上も経過してから、保険料を還付するとの処置には納得できない。

還付金も受け取っていないので、申立期間が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成14年12月2日に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として昭和46年1月29日に国民年金保険料を過年度で納付済みと記録されていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の保険料を還付するとの決議が平成14年12月20日になされている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間について国民年金の過年度保険料の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることをも踏まえると、国民年金保険料の過年度納付から約30年後に申立

人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年3月まで

申立期間は、婚姻届を提出したところで、私の国民年金保険料は、結婚前は実母が結婚後は義母が納付してくれていた。申立期間において、義母が納付していた夫の保険料も納付済みとなっている。

実母及び義母は、保険料をきちんと納付してくれているため、申立期間の3か月間だけ保険料を納付していないはずはないので、申立期間が保険料納付済期間となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立人の実母又は義母が、申立期間前後の申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、実母及び義母についても申立期間を含む国民年金加入期間の保険料がすべて納付済みとなっている。

さらに、申立期間当時、既に同居していた申立人の夫も、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、両親に国民年金保険料を必ず払うように言われていたので、20歳から60歳までの40年間の保険料を払い続けるという強い意志があった。結婚後も第3号被保険者となるまでは家計から捻出し欠かさず納付してきたはずである。申立期間前の数か月間は、週末だけお手伝いで働いていた事業所で厚生年金保険に加入していたことを今回のねんきん特別便により初めて知ったが、その期間も当時は続けて保険料を納付していたはずであり、申立期間だけ未納とされていることは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の厚生年金保険加入期間である昭和56年10月から同年12月の間も国民年金保険料を集金人に納付していると、申立期間も納付していたはずであると主張しているところ、i) A市町村役場の被保険者名簿において、当該厚生年金保険加入期間に国民年金保険料が納付されていることが確認できること、ii) 社会保険庁のオンライン記録において、平成21年1月16日に当該厚生年金保険加入期間の国民年金保険料の還付処理が行われていることが確認できることから、自身の国民年金保険料の納付に関し積極的であるものとみられる。

また、申立人は、昭和54年9月\*日の婚姻に伴い、B市町村からA市町村へ異動しているが、i) 申立人は婚姻に伴い、強制加入被保険者から任意加入被保険者へと種別が変更されるべきところ、A市町村の国民年金被保険者名簿には、20歳到達日である49年\*月\*日付けで強制加入被保険者の資格を取得したまま種別変更がなされていないこと、ii) 同名簿には、厚生年金保険の資

格取得に伴う国民年金の資格喪失日が56年10月2日と記録されるべきところ58年7月2日と記録され、その後この喪失日が57年1月2日と訂正されていること等から、申立期間における事務処理には不自然な点が見受けられ、記録管理の不備の可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は市町村役場が委託した徴収員が国民年金保険料を集金に来ていた状況を鮮明に記憶している上、市町村役場においてもその集金方法のとおりであったことを認めている等、申立内容に不自然な点は見られない。

加えて、20歳到達以降第3号被保険者となるまでは、申立期間以外に未納・未加入期間が無い上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和40年7月17日、資格喪失日に係る記録を同年12月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月17日から同年12月11日まで  
② 昭和43年1月21日から同年2月21日まで

私は昭和40年7月17日にA事業所に乗務員として入社したが、労働組合に関することでもめ事があり、同年12月初めごろ、自宅待機となった。しばらくして、社長夫婦に、出勤してくれと言われ、同年12月21日から再び勤務した。入社時から自宅待機するまでの期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

また、失業保険被保険者離職票によると、同事業所を退職した昭和43年2月20日の前7か月間の賃金の平均額が7万円以上となっているが、同年1月の厚生年金保険の標準報酬月額が3万6,000円となっているのはおかしいので、標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立期間①当時に乗務員であった複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間について、申立事業所において乗務員として勤務していたことが確認できる。

また、上記の同僚すべてから、当該事業所での勤務期間と厚生年金保険への加入期間が合致するとの供述を得ている上、社会保険事務所の記録により、当該同僚は、厚生年金保険被保険者としての記録が存在していることから、当該事業所では、申立期間①当時、乗務員は入社後すぐに厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の同僚の厚生年金保険の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和40年7月から同年11月までの標準報酬月額は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和58年11月30日に全喪し、事業主は既に死亡していることから確認できないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の社会保険庁のオンラインの記録では、昭和43年1月の当該事業所での厚生年金保険の標準報酬月額は3万6,000円とされている。

しかしながら、申立人が保管している雇用保険被保険者離職票に記載されている当該事業所の退職前7か月の平均賃金額は、約7万3,000円である上、申立人が、主張している当時の保険料控除額は、社会保険事務所に記録された昭和42年12月の標準報酬月額（6万円）に基づいた保険料額とほぼ一致することが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、上記の乗務員であった複数の同僚の標準報酬月額が下がっている者は確認できない上、当該同僚の一人は、当時の月給に大きい変化はなく、少ないときでも5,6万円はもらっていたと供述していることから、申立人の申立期間②の標準報酬月額だけが3万6,000円と下がっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、その主張する標準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

なお、申立人に係る昭和43年1月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は58年11月30日に全喪し、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年3月30日から同年9月11日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日(33年3月30日)及び資格取得日(33年9月11日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年9月20日まで  
② 昭和33年3月30日から同年9月11日まで

高校を卒業してすぐの昭和31年4月にA事業所に入社し、同事業所のB営業所で勤務していた。

同事業所には、途中で退職することなく昭和39年9月まで勤務していたのに、両申立期間の厚生年金保険被保険者の記録がないのは納得できないので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和33年3月30日にA事業所で厚生年金保険の資格を喪失した後、同年9月11日に同事業所で再び資格を取得したとの記録となっている。

しかしながら、申立期間②の当時に、当該事業所B営業所で勤務していた同僚は、「申立人は同事業所B営業所で継続して勤務しており、昭和33年ごろに申立人の仕事に変化は無かった。」と供述していることから判断すると、申立人は、継続して同事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚を含む当該事業所B営業所で継続して勤務していた同僚二人の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当該事業所で継続した加入記録となっており、申立人の加入記録のみが途中で欠落しているのは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る当該申立期間前後の社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から判断すると、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の解散時の事業主は資料が無く回答できないとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和33年3月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、当該事業所B営業所で勤務していた同僚の供述から、申立人が昭和31年9月20日以前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和31年7月に当該事業所で厚生年金保険の資格を取得した同僚は、「正社員のつもりで入社したが、3か月間は臨時員であった。健康保険証も入社後すぐにはもらえなかった。」と供述している上、同年に資格を取得した被保険者30人の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同年4月に資格を取得した者がいないことから判断すると、同事業所では、入社時から従業員を厚生年金保険に加入させていない取扱いがあったことがうかがえる。

また、商業登記簿によると、当該事業所は平成14年11月に解散しているため、解散時の代表取締役等に照会したところ、申立人の厚生年金保険料の控除、被保険者資格の届出及び厚生年金保険料の納付についての資料が残っておらず回答できないとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで  
申立期間については、私が20歳になった時から、毎月集金人に自分で国民年金保険料を支払っていた。両親と一緒に払っていたのに未納となっているのは間違っていると思うので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月以降に払い出されており、その時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、それ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に毎月納付していたと主張しているが、同集金人には、申立期間当時の詳細な記憶が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述も得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月まで  
② 昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月まで

中学校を卒業し、15 歳から A 市町村において、申立期間①は B 氏が、申立期間②は C 氏が営んでいる農業の研究生として、それぞれの農家に住み込んで勤務した。両事業所に勤務していたことは間違いなく給与からも厚生年金保険料を控除されていたように記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立人は、昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月までの期間において、これら二つの事業所で勤務していたと主張している。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は申立事業所の住所及び当時の事業主の氏名を記憶しているが、勤務期間に関する記憶があいまいであることから、申立人は当該事業所において勤務していたことが推認できるものの、勤務期間を特定することができない。

また、当該事業主は既に死亡し、その事業主の息子は、「当時のことは、資料も残っておらず、何も分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることはできない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、申立事業所の当時の事業主は申立人のことを記憶しているが、申立人及び当該事業主の両者とも勤務期間に関する記憶があいまいで

あることから、申立人が当該事業所において勤務していたことを推認することができるものの、勤務期間を特定することができない。

また、当該事業主は、「個人農家として農業を営んでおり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年12月まで

昭和40年6月に運転免許を取得し、A事業所に同年7月から41年12月まで勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。41年に子供が生まれた際、健康保険から出産に関する一時金として10万円又は15万円受給した記憶もある。以上のことから、調査の上、この期間の年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に就職した経緯を具体的に記憶していること、申立期間当時の上司及び同僚6人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の代表取締役及び労務担当者は死亡し、現在の代表取締役は、「平成6年4月に発生した火災により、これ以前の書類は焼失し残っていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

また、上記の上司及び同僚6人から、保険料控除に関する供述を得られなかった。

さらに、申立人は昭和41年に子供が生まれた際、健康保険から一時金として10万円又は15万円受給したと主張しているが、当時の健康保険の配偶者分娩費は3,000円であり、育児手当金2,000円を合算しても5,000円となり、申立人が主張する金額と大きな開きがある。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

なお、申立期間において、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月5日から49年5月5日まで  
② 昭和50年7月31日から51年4月1日まで

私は、昭和30年3月19日にA事業所に入社し63年2月1日に退職するまで、船員保険に引き続き加入していたはずなのに、社会保険庁の記録では申立期間が船員保険の被保険者期間とされていない。申立期間についても会社から給与を受け保険料を控除されていたと思うので被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

船員保険法（昭和60年改正前）第17条、船員法第1条及び船員法施行規則第1条の規定により、船員保険の被保険者は、原則、日本船舶に乗り組んでいる船員と定められているところ、申立人の場合、i) 申立人は、申立期間①については当該事業所が関与する第7次B国操業に、申立期間②は第9次B国操業に従事していたと供述していること、ii) 当該事業所から提出された社史年表において、B国操業は、第4次操業以降、外地法人による操業となった旨の記録があり、申立期間である第7次及び第9次B国操業時、申立人は外国船籍の船舶に乗船していたと考えられることから、両申立期間については、船員保険法に定める被保険者としての要件に該当していなかったものと判断できる。

また、第7次B国操業に従事した同僚は、「会社からB国に派遣されている期間は、船員保険の適用が無いと説明を受けた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所保管の船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、申立人と同じようにB国操業に従事していたと推認される同僚について船員保険への加入状況をみると、申立期間①については、申立人と同じく昭和49年5月5日付けで資格を再取得している者29人について直前の船員保険加入状況をみると、申立人と同じように48年8月5日付けで資格喪失した者が8人、残る21人が同年7月1日付けで資格喪失している。また、申立期間②については、申立人と同じ51年4月1日付けで資格を再取得している者17人に

ついて直前の船員保険加入状況を見ると、申立人と同じように 50 年 7 月 31 日付けで資格喪失した者が 13 人、残る 4 人が同年 8 月 13 日付けで資格喪失していることから、B 国操業の従事者については、船員保険への加入についてほぼ同様の取扱いがなされていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間は、申立人が外国船籍の船舶に乗船し船員保険の適用とならない期間であることから、船員保険の被保険者期間であったと認めることはできない。